

# 1 災害見舞金の支給

お問い合わせ 福祉総務課 048-259-7647

## 災害見舞金の支給について

市内にお住まいの方の住宅が災害に遭われた場合に、見舞金が支払われます。

## 被害の判定基準

- ① **「住家の全部の焼失又は損壊」** 住家の焼失または損壊した部分の床面積がその住家の延べ面積の7割以上に達したときまたは焼失若しくは損壊した部分の床面積がその住家の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害
- ② **「住家の3分の1以上の焼失、損壊又は水損」** 住家の焼失、損壊した部分の床面積がその住家の延べ面積の3割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の被害、水損についてはその家屋の延べ面積の3割以上であって、火災のとき、家屋が水損を被り、一時的に居住できない程度の被害
- ③ **「床上浸水等」** ①、②に該当する場合を除き、住家の床上までの浸水による被害又は土砂の堆積のため一時的にその住家に居住することができない程度の被害

※ この判定は、川口市役所の被害調査に基づき行います。

住宅の被害状況	金額	
住家の全部の焼失又は損壊	2人以上の世帯	50,000円
	単身世帯	20,000円
住家の3分の1以上の焼失又は損壊及び床上浸水並びに水損	2人以上の世帯	20,000円
	単身世帯	10,000円
死亡		50,000円
重傷		20,000円
軽傷		10,000円

※受給資格・・・住民基本台帳に記録されている方

## 日本赤十字社救援物資の配分について

(災害救助法の適用に至らない程度の災害が対象となります)

火災等で家を失い、または一時避難所へ避難を強いられている方に対して、日本赤十字社埼玉県支部では救援物資及び弔慰金を配分しています。

### ①救援物資

希望される方は、福祉総務課までご相談ください。

- 1 布団セット (掛け布団、敷布団、枕、シーツ)
- 2 毛布
- 3 日用品セット (衛生用品、タオル、軍手などの生活用品)

### ②弔慰金

死亡または行方不明者お一人につき、20,000円を支給します。

但し、一家の生計を維持(家族を扶養)していた方については、30,000円を支給します。

単身者については、一家の生計を維持していますが、家族を扶養していないため、20,000円の支給となります。

## 2 生活福祉資金貸付

お問い合わせ 社会福祉協議会 048-252-1294

### 生活福祉資金貸付制度について

埼玉県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費や緊急小口資金の貸付を行っています。

これは、火災等、災害を受けたことによる困窮から自立するのに必要な経費をお貸しする制度です。貸付には審査があります。

資金の種類	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人
福祉費(災害)	150万円以内	無利子	原則1名
緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要

詳しくは、川口市社会福祉協議会へお問い合わせください。